

平成25年4月1日から


小学校卒業まで入院医療費を助成します

現在宇美町では、小学校就学前の乳幼児を対象に医療費の一部を助成していますが、平成25年4月1日からは、新たに小学校就学～小学校卒業まで（12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）入院医療費の一部も助成することになりました。名称は、「乳幼児医療費支給制度」から「乳幼児・子ども医療費支給制度」に変更されます。なお、ひとり親家庭等医療の対象者、重度障害者医療の対象者、生活保護の受給者は対象となりません。

3月31日まで

乳幼児医療費支給制度


【医療証】 乳幼児医療証（ラベンダー色）
 【対象】 乳幼児
 【本人負担の限度額】
 3歳未満…入院、入院外とも負担なし
 3歳～就学前…入院外 600円/月
 入院 500円/日（月7日限度）



4月1日から

乳幼児・子ども医療費支給制度

【医療証】 乳幼児・子ども医療証（ラベンダー色）
 【対象】 乳幼児（入院、入院外とも対象）
 子ども（入院のみ対象）
 【本人負担の限度額】
 ★乳幼児
 3歳未満…入院、入院外とも負担なし
 3歳～就学前…入院外 600円/月
 入院 500円/日（月7日限度）
 ★子ども
 就学後～小学校卒業…入院 500円/日（月10日限度）



※「乳幼児」は、6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までにある者。
 ※「乳幼児」のうち「3歳未満」は、3歳の誕生日の前日の属する月の末日までにある者。
 ※「子ども」は、12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までにある者。ただし、乳幼児を除く。

◆手続きについて

【平成25年3月31日現在
乳幼児医療証をお持ちの方】
 手続きは不要です。3月中に新しい医療証を郵送しますので、平成25年4月1日から差替えてお使いください。

【平成25年4月1日現在
小学校2～6年生の子どもの
保護者の方】
 申請書を1月下旬に郵送します。申請書に記入・押印の上、子どもの健康保険証の写しと共に提出ください。2月28日（木）までに書類をご提出（郵送可）いただいた方には3月中旬に医療証を発送します。それより後にご提出いただいた方には、随時発送します。

※申請書が届いた方は、平成25年9月30日までに申請をすれば、4月1日にさかのぼって医療証が発行されますが、平成25年10月1日以降に申請すると、申請をした月の初日からの発行になりますのでご注意ください。

【問い合わせ】
 住民課国保年金係
 TEL 934-2241



所得税還付申告のご相談は、 還付申告センターで

多額の医療費を支払った場合や住宅ローンを利用して自宅を購入・増改築等をした場合、また、平成24年中に退職され年末調整が済んでいない方等は、申告することにより源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

還付申告センターでは、税務署職員及び税理士が還付申告の相談に応じます。

- ◆日時
- 1月22日（火）、23日（水）
 - 【午前の部】 9時半～11時半
 - 【午後の部】 13時～15時

◆場所
 志免町総合福祉施設シーメイト

◆住宅借入金等特別控除
 10年以上の住宅ローンを利用して、マイホームを新築・購入・増改築等をした時には、一定の要件にあってはまれば、その住居に住み始めた年から住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◆医療費控除
 自己または自己と生計をともにする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の算式により計算した医療費を医療費控除として所得金額から控除できます。

この場合の医療費とは、平成24年1月～12月に支払った医療費の合計額から保険等で補填された金額

を除いた合計額を指し、その合計額が、10万円または所得金額の5%のいずれか少ない方の金額より多い場合に対象となります。

◆持ってくるもの
 印鑑、本人名義の振込先口座番号等がわかるもの、源泉徴収票等収入の証明書（正本）、生命保険料及び地震保険等支払証明書、医療費領収証など。
 ※詳しくはお問い合わせください。

※還付申告センターでは次に該当する場合の相談は行っていません。
 イ、事業を営む方
 ロ、生命保険等の営業職員の方
 ハ、不動産所得のある方
 ニ、原稿料、報酬・料金の収入のある方
 ホ、不動産または株式等の譲渡所得のある方
 ヘ、財産の贈与または相続を受けた方

【問い合わせ】
 香椎税務署個人課税第一部門
 TEL 661-1031



香椎税務署で 申告される方へ

香椎税務署では、確定申告相談会場（仮設会場）を2月6日（水）から開設いたします。

※所得税の還付申告は1月以降提出することができます。
 ※土、日曜日及び祝日は休みです。ただし、2月24日（日）、3月3日（日）に限り確定申告の相談をおこないます。
 ※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

◆申告書の提出期限
**所得税・贈与税の申告は、
 平成25年3月15日（金）まで**
**個人事業者消費税の申告は、
 平成25年4月1日（月）まで**

【問い合わせ】
 申告書等の作成は、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。
 香椎税務署個人課税第一部門
 TEL 661-1031